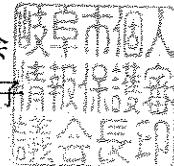


答申第250号
平成31年2月27日

岐阜市長 柴橋正直様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池田紀子



電子計算機の結合について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第1項第2号の規定に基づき、平成31年2月20日付け岐阜市福介第1329号で依頼がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 電子計算機の結合について

（1）事案の概要

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）に基づく介護保険法（平成9年法律第123号）等の改正により、平成24年4月から、介護サービス事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の指定、指導・監査等に関する事務（以下「事業所管理事務」という。）が岐阜県（以下「県」という。）から本市に権限移譲され、本市では、県から引き継いだシステム（介護保険指定事業者等管理システム。以下「現行システム」という。）を使用し事務処理を行っている。

平成30年度に、県が事務の効率化等を図るために事業所管理事務についてクラウドサービス（介護保険指定事業者等管理システムクラウド版「LEMSCARE」。以下「クラウドサービス」という。）を導入したこと及び現行システムのサポートが平成32年3月末日をもって終了することに伴い、本市においても当該クラウドサービスを利用する。

このクラウドサービスの利用に当たっては、福祉部介護保険課内のシステム端末とクラウドサービス提供者が管理するデータセンター内のサーバを通信回線により結合することとなるため、条例第9条第1項第2号の規定により審議会に諮問する。

2 意見

適当なものと認める。